

世田谷区空手道連盟規約

第1章 総 則

第1条 本連盟は世田谷区空手道連盟と称する。

第2条 本連盟は事務局を世田谷区大蔵6-1 6-1 1に置く。

第3条 本連盟は新年度初めに、第5章の役員よる総会を開き、前年度の決算報告を行うと共に、当該年度の年次計画と予算案について議決することとする。また、会長選任も同総会に於いて議決されるものとする。

第2章 目 的

第4条 本連盟は空手道の普及発展および空手道を愛好する者の親睦融和、並びに区民体育の向上と青少年の健全な肉体と精神の育成を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第5条 本連盟は第四条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 加盟団体および加盟者間の連携ならびに融和の強化。
- (2) 空手道に関する調査、研究ならびに普及法の探索。
- (3) 区の実施する区民体力向上に関する諸施策に対し、空手道を通じて協力する
- (4) その他、本連盟の目的達成に必要な事業を行う。

第4章 加盟および組織

第6条 本連盟は区内に所在する空手道団体の空手道愛好者で連盟の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第7条 本連盟に加入しようとする者（団体）は所定の加入申込書に必要事項を記入して提出しなければならない。

- (1) 加入申込みがあった場合、会長は理事会にその可否を諮り、直ちにその結果を当該者に通知すると共に加盟団体に告知するものとする。
- (2) 新加入団体は登録費を納め、当年一年間は準加入団体とし、当連盟の活動に参加す

る
ものとする。

第8条 本連盟を脱退する時は、その理由を添えて会長に申し出てその承認を得るものとする。

第9条 本連盟の目的に反する行為や名誉を傷付ける言動、或いは経理上の不正があった場合は総会に於いてその者を除名その他の処分が出来るものとする。

第10条 正当な事由なく継続的に総会を欠席した団体は、本連盟を脱退したものとみなす。

第11条 本連盟を脱退した者ならびに団体、除名された者ならびに団体は連盟の財産に対する一切の権利を失うものとする。

第5章 役員

第12条 本連盟には次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 常任相談役 若干名
- (5) 副理事長 若干名
- (6) 常任理事（正・副会長、正・副理事長および事務局長、他若干名）
- (7) 理事 各団体から1名
- (8) 常任顧問 若干名
- (9) 会計 2名
- (10) 会計監査 2名以下
- (11) 事務局長 1名
- (12) 事務局次長 若干名
- (13) 役員に欠損が生じた場合は随時これを補充する。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

第13条 本連盟の役員の出選法は次の通りとする。

- (1) 会長は自薦、他薦を含め総則第3条の総会に於ける選挙によって多数決を以って選考する。
- (2) 理事長・副理事長は総会に於いて理事の中から選出し、会長が任命する。
- (3) 常任理事は、正・副会長、正・副理事長および事務局長が兼務すると共に、理事長が理事等の中から若干名を任命する。

- (4) 会計はなるべく帳簿に精通した者を当てる。
- (5) 会計監査も前4項に同じ。
- (6) 事務局長および事務局次長は会長が推挙し、総会に諮って決定する。
- (7) 常任顧問は必要に応じて適当と思われる人物を常任理事会に諮り、会長が委嘱する。

第14条 本連盟の役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本連盟を代表し、連盟全体を総轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事長は常任理事会ならびに総会等の議長として議事進行の任に当たり、決定事項の執行・実現を図る。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。
- (5) 常任理事は常任理事会を組織し、本連盟に関する重要事項を議決し、理事長と共に決
事項の執行・実現に努める。
- (6) 理事は理事会を組織し、本連盟の業務に関する事項を議決すると共に決定事項を執行する。
- (7) 事務局長は会議に議事録、加盟団体への各種案内状や大会手続書等の作成および送付を行う。
- (8) 事務局次長は事務局長の煩雑な職務を補佐する。
- (9) 会計は本連盟の財務を預かり、総会に向けての決算報告書と次年度の予算書を作成する。
- (10) 会計監査は経理を監査する。

第15条 本連盟の役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 全ての役員の仕事は2年とする。但し、総会の議決を経て再任できるものとする。
- (2) 役員に欠損が生じた場合は随時これを補充する。但し、この場合の仕事は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は任満後も後任者が就任するまではその職務を行うこととする。

第6章 会 議

第16条 本連盟は各種決定事項を会議に諮るため次の会を置く。

- (1) 原則として年度初めに総会を開くこととする。但し、必要に応じて理事長が適宜召集

する事ができるものとする。

(2) 常任理事会は、理事長が常任理事を適宜招集し、理事長が議長を務めるものとする。(3) 理事会は、常任理事と理事で構成し、理事長が議長を務めるものとする。

(4) 専門委員会（細則を定める）

第 17 条 総会の議決は、出席者の過半数以上をもって議決できるものとする。

第 7 章 経理事項

第 18 条 本連盟の経費は、年会費、加盟金、大会参加金、寄付金、および交付金その他の収入をもってこれに当てる。

第 19 条 会費、大会参加費および加盟金は総会の議決を経て定める。

第 20 条 本連盟の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、同年 1 2 月 3 1 日に終わる。

付 則

この規約は平成 2 5 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

平成 2 5 年 7 月 1 日改定・平成 2 6 年 6 月 2 日改定

平成 2 9 年 3 月 1 1 日改定

平成 3 0 年 4 年 3 日改定

令和元年 7 月 2 5 日改定

令和 6 年 1 月 2 9 日改定

1 この規約は、令和 6 年 1 月 2 9 日より施行する。

2 名誉職については、区連や空手道界に対する貢献度が大きなることは固より、人格識見など申し分ないと思われる場合は理事会の承認を得て置けるものとする。但し、名誉職には議決権はないものとする。

第 16 条 (4) 細則

1. 専門委員会は、必要に応じて常任理事会の議決を経て設置並びに解散できるものとする。

2. 専門委員の任命は、常任理事会の議決を経て指名することができる。

3. 専門委員会は、下記に区分する。

1) 審判委員会 委員長長 1 名 副委員長 1 名 委員若干名

2) 選手強化委員会 委員長 1 名 副委員長 2 名 コーチ若干名

3) 大会委員会 委員長 1 名 副委員長 1 名 委員若干名

以下余白